

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年 9 月 28 日

金 曜 日

号 外(7)

目 次

規 則	
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	4

規 則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 9 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第54号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

第 1 条 富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第55条の 4 第 2 項」の次に「（同法第55条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 1 号中ハをへとし、ヌからノまでをハからフまでとし、同号ニ中「により就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を、「就労自立給付金費」の次に「又は進学準備給付金費」を加え、同ニを同号ノとし、同号中ナをネとし、ツからトまでをナからヌまでとし、同号チ中「による」を「により」に、「からの費用の返還を」を「の返還する額を決定し」に改め、同チを同号トとし、同号中タをテとし、ソをツとし、同号セ中「第55条の 5」を「第55条の 6」に、「の雇主」を「に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、同セを同号タとし、同タの次に次のように加える。

チ 生活保護法第55条の7第1項の規定により被保護者就労支援事業を実施すること。

第2条第1号中スをセとし、同セの次に次のように加える。

ソ 生活保護法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給すること。

第2条第1号中シをスとし、イからサまでをウからシまでとし、アの次に次のように加える。

イ 生活保護法第24条第8項本文の規定により扶養義務者に対して通知すること。

第2条第2号中ニをヌとし、タからナまでをチからニまでとし、同号ソ中「第63条の規定による」を「第63条の規定により」に、「からの費用の返還を」を「の返還する額を決定し」に改め、同ソを同号タとし、同号中セをソとし、イからスまでをウからセまでとし、アの次に次のように加える。

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされた生活保護法第24条第8項本文の規定により扶養義務者に対して通知すること。

第2条第3号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定により偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。

第2条 富山県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中へをホとし、ヌからフまでをネからへまでとし、ニの次に次のように加える。

ヌ 生活保護法第77条の2第1項の規定により被保護者から当該者が返還する額の全部又は一部を徴収すること。

第2条第1号に次のように加える。

マ 生活保護法第81条の3の規定により保護を廃止される者に対して生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業又は給付金についての情報提供、助言その他適切な措置を講ずること。

第2条第2号中ヌをネとし、テからニまでをトからヌまでとし、ツの次に次のように加える。

テ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定により被支援者から当該者が返還する額の全部又は一部を徴収すること。

第2条第3号中「（平成25年法律第105号）」を削り、同号ア中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号キ中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改め、同キを同号ケとし、同号カ中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改め、同カを同号クとし、同号中オをキとし、エをカとし、同号ウ中「第6条第1項各号」を「第7条第2項各号」に改め、同ウを同号エとし、同エの次に次のように加える。

オ 生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定による支援会議の組織に関すること。

第2条第3号イ中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ 生活困窮者自立支援法第7条第1項の規定による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施に関すること。

第2条第3号に次のように加える。

コ 生活困窮者自立支援法第23条の規定により要保護者となるおそれが高い者に対し生活保護法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報提供、助言その他適切な措置を講ずること。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

訓 令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第9号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第20号エを次のように改める。

エ 個人又は法人その他の団体からの寄附金のうち1件 300万円未満のもの
別表第1の1の表部局長専決事項の欄中第23号を第24号とし、第20号から第22号
までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 個人又は法人その他の団体からの寄附金（元氣とやま応援寄附金を除く。）
のうち1件 300万円未満のもの

別表第2の1の表経営管理部財政課の項部局長専決事項の欄第4号中「50万円」
を「300万円」に改め、同表厚生部健康課の項室課長専決事項の欄第20号中「富山
県肝炎治療特別促進事業」の次に「及び富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事
業」を加え、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第79号中「第43条第
1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「第10条の2の2第1号及び第2号」
を「第10条の3第4項第1号及び第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に
改め、同欄第81号中「第85条」を「第85条第3項又は第5項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第20号エの改正規定、別表第1の1の表部局長専決事項の欄中

第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に1号を加える改正規定及び別表第2の1の表経営管理部財政課の項部局長専決事項の欄第4号の改正規定 平成30年10月1日

- (2) 別表第2の1の表厚生部健康課の項室課長専決事項の欄第20号の改正規定
平成30年12月1日

(人 事 課)
